

川情審査答申第 30号

平成27年12月24日

川口市長

奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年10月1日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

記

「子育て支援課における〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て（個人情報保護諮問第23号）

答 申

1 審査会の結論

- (1) 川口市長が行った部分開示決定のうち、次の各部分の不開示決定は不当であり、取り消されるべきである。

ア 児童台帳（相談記録）（以下、単に「相談記録」という。）1枚目・夫○○○氏の行の次の2行

イ 相談記録1枚目・「相談内容」の3行目の一部、4行目から5行目まで及び7行目の一部

ウ 相談記録2枚目・1行目、2行目

エ 相談記録3枚目・夫○○○○氏の行の次の3行

オ 相談記録4枚目・関係機関の一部

カ 相談記録4枚目・枠外17行目から19行目まで並びに21行目及び22行目の各一部

キ 相談記録5枚目・3行目の一部及び10行目の一部

ク 相談記録5枚目・7行目の一部及び8行目

ケ 相談記録6枚目・7行目の一部

コ 相談記録8枚目・10行、11行目の一部及び12行目から22行目まで

サ 相談記録15枚目・15行目

シ 相談記録16枚目・20行目から26行目まで

ス 相談記録19枚目・相談内容の全部

セ 相談記録20枚目・1行目から5行目まで、14行目、33行目の一部、34行目の一部及び35行目の一部

ソ 相談記録20枚目・6行目から7行目まで、38行目

- (2) 川口市長が行った部分開示決定のうち、次の各部分の不開示決定は不当であり、同市長は、当該不開示決定を取り消し、改めて開示・不開示の決定を行

うべきである。

ア 「保有個人情報開示請求書（第２号）に係る決定について」

イ 「保有個人情報開示請求書（第４号）に係る決定について」

(3) 上記部分以外の部分の不開示決定は妥当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

(1) 不服申立人〇〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成２５年８月２３日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第１５条第１項に基づき、川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「子育て支援課における〇〇〇〇〇に関する全ての記録」の開示を請求した。

(2) これに対し、実施機関は、平成２５年９月１２日、条例第１９条第１項に基づき、開示請求に係る保有個人情報のうち、次のア及びイに掲げる保有個人情報をそれぞれの箇所に掲げる理由で一部不開示、ウからキまでに掲げる保有個人情報をそれぞれの箇所に掲げる理由で全部不開示とし、その余の保有個人情報を開示する部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。

ア 相談記録のうち、別紙「相談記録のうち開示しない部分」

（理由）別紙「開示しない理由」のとおり。

イ 「子ども手当 認定請求書」のうち、金融機関等の情報

（理由）条例第１６条第２号に該当

申立人（本人）以外の金融機関等の情報であり、開示することで個人の権利利益を害するおそれがある。

ウ 「個人情報開示に関する質問の回答について」

（理由）条例第１６条第２号に該当

申立人（本人）以外から提出された文書であり、開示することで個人の権利利益を害するおそれがある。

エ 「個人情報開示手続きにおける質問の回答について」

（理由）条例第１６条第２号に該当

申立人（本人）以外から提出された文書であり、開示することで個人の権利利益を害するおそれがある。

オ 「保有個人情報開示請求書（第２号）に係る決定について」

（理由）条例第１６条第６号に該当

申立人（本人）以外の他者による開示請求に係る文書を開示することは、開示請求業務に支障を来す。

カ 「保有個人情報開示請求書（第４号）に係る決定について」

（理由）条例第１６条第６号に該当

申立人（本人）以外の他者による開示請求に係る文書を開示することは、開示請求業務に支障を来す。

キ 「個人情報開示に係る質問への回答について」

（理由）条例第１６条第２号に該当

申立人（本人）以外から提出された文書であり、開示することで個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 申立人は、平成２５年９月１３日、本件部分開示決定について異議申立てを行い、次のとおり主張した。

ア 不開示の理由のうち、条例第１６条第２号は「開示請求者以外の者に関する情報を含む保有固有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれのあるもの」となっている。

しかし、条例逐条解説（以下「解説」という。）の該当条項の解釈には「正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかは、開示請求者と当該開示請求者以外の者との関係や当該保有個人情報の内容を個別具体的に検討する」こととなっているが、開示しない理由には「本人が知り得ない情報」と断定的に記載されているのみで個別具体的な検討がなされていない。

また、解説の該当条項の運用には、「開示することによりその者の正当な利益を害するおそれがある場合又はその明確な判断が難しい場合には、必要に応じて第三者の意見を聴くこと等により、客観的な判断を求める」ことと

なっているが、不開示理由に「権利利益を害するおそれ」とあるにもかかわらず、第三者の意見を聴いていない。

よって、実施機関がなした本件不開示の決定は、不開示とする合理的な理由が認められず、不当であり取り消されるべきである。

イ 不開示の理由のうち、条例第16条第5号は、「市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれのあるもの」となっている。

しかし、不開示理由には単に条文が書かれているのみで、国等がどこなのか、協議なのか依頼なのか、作成なのか取得なのか、さらには不当の根拠も記載されておらず、理由の体をなしていない。

よって、実施機関がなした本件不開示の決定は、不当であり取り消されるべきである。

ウ 不開示の理由のうち、条例第16条第6号は、「個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれのあるもの」となっている。

しかし、不開示理由には単に条文が書かれているのみで、どのような情報かは記載されていない。

また、解説の該当条項の解釈には「『適正な遂行に支障を来すおそれのあるもの』とは実施機関に広範な裁量権限を与えたわけではなく、開示することの必要性等に関して、事務への支障と当該個人の利益を比較衡量し、それでもなお、事務の適正な遂行に実質的な支障が生じる事の可能性が高い場合をいいます」とあるが、比較衡量の結果も記載されておらず、理由の体をなしていない。

よって、実施機関がなした本件不開示の決定は、不当であり取り消されるべきである。

(4) 実施機関は、平成25年10月1日、上記異議申立てについて、条例第29

条に基づき、当審査会に諮問した。また、当審査会の審査に際し、実施機関は、同日付けで理由説明書を提出し、不開示とした理由について以下のとおり説明した。

子育て支援課で保有する児童台帳等は、適切な相談支援を実施するために必要な情報を記録し保存することにより、相談者本人の権利利益を守ることを目的として作成している。

児童台帳等を開示することにより、相談支援に関する事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれがある場合には、本来の相談支援の目的が達成できなくなることから、状況に応じ不開示とすべきものと考えている。

このことから、開示請求者である申立人について、川子収第389号による開示請求に対し個別具体的に判断した結果、以下のとおり不開示としたものである。

ア [第16号第2号不開示 他者の個人情報]

相談支援を実施する中で市が収集した開示請求者本人以外の個人の情報を、その情報を知りえない相談者を開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあることから、条例第16条第2号の規定に基づき一部不開示としたものである。

申立人（本人）以外の他者から提出された文書を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第16条第2号の規定に基づき全部不開示としたものである。

申立人（本人）以外の金融機関等の情報を開示することで、押し貸し（口座に金銭を入金し、金銭の返還及び利子を要求する詐欺）に遭う、口座番号及び類推される暗証番号からキャッシュカードを偽造及び不正利用される等、申立人（本人）以外の者（口座名義人）の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第2号の規定に基づき一部不開示としたものである。

また、申立人は異議申立書において、第三者の意見の必要性について言及

しているが、これは、不開示が妥当か判断しかねる際、本来は不開示相当だが公益との関係から開示する必要があると判断される際にも行うものであり、今回の、明らかに他者の個人情報であり不開示相当の情報については第三者に意見を聴くことは行わない。

イ [第16条第5号 相談業務]

相談支援の目的を達成するために取得した情報や協議の内容を開示することにより、他機関との協力関係及び信頼関係を不当に損なうことは、支援に必要な情報を得ることができなくなる、実情に合った援助方針等の協議ができなくなるなど、相談業務に支障を来すことから、条例第16条第5号に基づき一部不開示としたものである。

ウ [第16条第6号 相談業務]

相談記録中の個人の評価や所見等に関する情報を開示することにより、相談者本人との信頼関係を損ねたり、正確な情報を取得することができなくなる等の結果をもたらすことは、相談業務に支障を来すことから、条例第16条第6号に基づき一部不開示としたものである。

[第16条第6号 開示請求業務]

申立人（本人）以外の他者による開示請求に係る文書を開示することにより、開示請求者の権利利益を害するとともに、請求者の情報を厳格な本人確認に基づき請求者のみに開示するという、開示請求制度の根幹を崩すことになり、その他の開示請求利用者が制度を利用しにくくなる、できなくなるという可能性が十分に予期できるため、当該情報について、条例第16条第6号の規定に基づき不開示としたものである。

- (5) 当審査会は、平成25年10月22日、実施機関の職員から意見を聴取した。
- (6) 申立人は、平成25年12月9日、実施機関の理由説明書に対する意見書を提出し、次のとおり意見を述べた。

ア 「第16条第2号不開示 他者の個人情報」について

(ア) 解説の96ページには、第16条第2号の趣旨として、「本号は、開示請

求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれる場合であって、開示することによりその者の正当な権利利益を害するおそれのあるときは、不開示とすることができるとを定めたものです。」とある。

(イ) 同ページの解釈3には、『『正当な権利利益を害するおそれがあるもの』とは、開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれる場合に、当該保有個人情報を開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものをいいます。ただし、正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかは、開示請求者と当該開示請求者以外の者との関係や当該保有個人情報の内容を個別具体的に検討し、判断しなければならず、当該保有個人情報が何人でも知り得る状態にある場合や、開示請求者が当該情報を知っている立場にあることが明らかな場合は、本号には該当しません。』とある。

しかし、理由説明書では、開示請求者である申立人が、開示請求者以外の者である夫に対し「押し貸し」や「キャッシュカードの不正利用」を行うと決めつけているが、申立人が夫に対しそのようなことをすると考えているのだろうか。まさに下衆の勘繰りと言わざるを得ない。

開示請求者と当該開示請求者以外の者との関係や当該保有個人情報の内容を個別具体的に検討し判断していないことは明らかである。

仮に、実施機関が下衆の勘繰りのように恣意的に判断したとしても、口座番号のみを不開示とすれば良く、金融機関、支店、支店番号、口座名義の全てを不開示とする必要はない。

また、理由説明書では「情報を知り得ない相談者に開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある」と断定していますが、申立人は、実施機関が開示請求者以外の者とする申立人の夫と同席のうえ開示手続を行っており、実施機関も相談者本人の同意があることを知っているにもかかわらず、それでもなお相談者本人の利益より事務への支障が勝ることの説明もない。

(ウ) 同ページの運用には、「本号に該当するか否かの判断にあたっては、開示することによりその者の正当な利益を害するおそれがある場合又はその明確な判断が難しい場合には、第 21 条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定に基づき、必要に応じて第三者の意見を聴くこと等により、客観的な判断を求めるものとします。」とある。

一方、理由説明書には「不開示が妥当か判断しかねる際、本来は不開示相当だが、公益との関係から開示する必要があると判断される際に行うものであり、今回の、明らかに他者の個人情報であり不開示相当の情報については第三者に意見を聴くことは行いません。」とある。

解説には「開示することによりその者の正当な利益を害するおそれがある場合又はその明確な判断が難しい場合」とあるように、「明確な判断が難しい場合」だけでなく、「正当な利益を害するおそれがある場合」も対象とされており、理由説明書にあるような第三者に意見を聴かない対応は不当である。

(エ) 上記により、実施機関のなした他者の個人情報に関する不開示は不当であり、開示すべきである。

イ 「第 16 条第 5 号不開示 相談業務」について

(ア) 解説の 101 ページには、第 16 条第 5 号の趣旨として、「本号は、国等との協力関係又は信頼関係を継続的に維持していくため、市及び国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれのある保有個人情報については、不開示とすることができることを定めたものです。」とある。

しかし、理由説明書には、「不当に損なう」に関する説明がなされていない。

(イ) 同ページの運用 1（2）には「国等との協力関係、信頼関係を損なうおそれがあるかどうかの判断は、他の保有個人情報の開示と同様に、開示す

ることによる請求者の利益を不開示とすることによる利益との比較衡量により判断するものとしますが、その判断をより厳格な基準により行うということです。」とある。

しかし、理由説明書には「開示することによる請求者の利益を不開示とすることによる利益との比較衡量により判断」したことや、「より厳格な基準」について説明がなされていない。

(ウ) 同ページの運用 1 (3) には「国等との協議等に関する保有個人情報の開示により、今後十分な検討資料等が得られなくなることも考えられることから、本号の運用に当たっては、国等の意見を聴くなど、この情報を公開した場合に生ずる影響について慎重に検討し、客観的に判断しなければなりません。」とある。

しかし、理由説明書には「国等の意見を聴く」ことや、「この情報を公開した場合に生ずる影響について慎重に検討し、客観的に判断」について説明がなされていない。

(エ) 上記により、実施機関のなした相談業務に関する不開示は不当であり、開示すべきである。

ウ 「第 16 条第 6 号不開示 相談業務」について

(ア) 解説 102 ページには、第 16 条第 6 号の趣旨として、「本号は、個人の評価、診断、判定、指導、選考、相談等の事務事業に関する保有個人情報を開示することにより、これらの事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれがある場合には、不開示とすることができることを定めたものです。」とある。

しかし、理由説明書には、「著しく困難にするおそれ」に関する説明がなされていない。

(イ) 同ページの解釈 1 には、「個人の評価、診断等に関する事務事業の中には、本人に知られることを予期していないもの、本人に知られないことを前提として実施しているものがあり、これらの情報を開示すると、本人との信

頼関係を損ねたり、正確な情報を得ることができなくなったりするなどの結果をもたらす場合も考えられます。このため、開示することにより、事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれがある場合には、不開示とすることを定めたものです。」とある。

しかし、理由説明書には、「開示することと、相談者本人との信頼関係を損ねることとの関係」や「開示することと、正確な情報を取得し記録することができなくなることとの関係」に関する説明がなされていない。

(ウ) 同ページの解釈5には、『「相談」とは、個人からの相談に対処するために行った専門的見地からの診断、所見等及びそれに基づく対処方法、回答の内容の記録をいいます。』とある。

しかし、理由説明書には、「本人から収集した情報は本人以外に開示されない前提で成り立っている」とあるように、当該保有個人情報、専門的見地からの診断、所見等及びそれに基づく対処方法、回答の内容の記録ではなく、本解釈には該当しない。

(エ) 同ページの解釈7には、『「適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの」とは、実施機関に広範な裁量権限を与えたわけではなく、開示することの必要性等に関して、事務への支障と当該個人の利益を比較衡量し、それでもなお、事務の適正な遂行に実質的な支障が生じることの可能性が高い場合をいいます。『おそれ』の有無の判断は、あくまでも開示請求がなされた時点でのその有無により判断されます。』とある。

しかし、理由説明書には、「開示することの必要性等に関して、事務への支障と当該個人の利益を比較衡量し、それでもなお、事務の適正な遂行に実質的な支障が生じることの可能性」に関する説明がなされていない。

また、理由説明書には、「開示請求がなされた時点でのおそれの有無」に関する説明もない。

(オ) 上記より、実施機関のなした相談業務に関する不開示は不当であり、開示すべきである。

エ 「第16条第6号不開示 開示請求業務」について

(ア) 解説の102ページには、第16条第6号の趣旨として、「本号は、個人の評価、診断、判定、指導、選考、相談等の事務事業に関する保有個人情報を開示することにより、これらの事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれがある場合には、不開示とすることができることを定めたものです。」とある。

しかし、理由説明書には、「著しく困難にするおそれ」に関する説明がなされていない。

(イ) 同ページの解釈7には、『「適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの』とは、実施機関に広範な裁量権限を与えたわけではなく、開示することの必要性等に関して、事務への支障と当該個人の利益を比較衡量し、それでもなお、事務の適正な遂行に実質的な支障が生じることの可能性が高い場合をいいます。『おそれ』の有無の判断は、あくまでも開示請求がなされた時点でのその有無により判断されます。』とある。

しかし、理由説明書には、「開示することの必要性等に関して、事務への支障と当該個人の利益を比較衡量し、それでもなお、事務の適正な遂行に実質的な支障が生じることの可能性」に関する説明がなされていない。

また、理由説明書には、「開示請求がなされた時点でのおそれの有無」に関する説明もない。

(ウ) 上記より、実施機関のなした開示請求業務に関する不開示は不当であり、開示すべきである。

(7) 当審査会は、平成26年1月29日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

(1) 相談記録のうち、別紙「相談記録のうち開示しない部分」の不開示について

ア 相談記録 1 枚目・夫〇〇〇〇氏の行の次の 2 行の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には、相談者（申立人）の親族 2 名の申立人との関係、氏名、生年月日、年齢及び男女の別が記載されていることが認められた。これらは、開示請求者である申立人以外の者に関する情報であるが、当該情報の本人は申立人の親族であることから、申立人にこれを開示しても当該情報の本人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認め難い。

したがって、条例第 16 条第 2 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

イ 相談記録 1 枚目・「相談内容」の 3 行目の一部、4 行目から 5 行目まで及び 7 行目の一部の不開示について

（ア）当審査会が上記不開示部分を検分したところ、上記不開示部分のうち、相談内容の 3 行目の一部には、申立人が相談した相談先の名称が記載されていることが認められた。

実施機関は、条例第 16 条第 5 号に該当することを理由として当該部分を不開示とするが、申立人が相談した相談先の名称がいかなる理由で条例第 16 条第 5 号の規定する「市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報」に該当するかについての説明はなく、実施機関の主張は認めることができない。

したがって、当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

（イ）他方、上記不開示部分のうち、「相談内容」の 4 行目から 5 行目まで及び 7 行目の一部には、申立人の相談に伴い相談担当者が調査した結果等が記載されていることが認められる。相談に伴いどのような調査を行うかは相談担当者の合理的な裁量に属すると考えられるが、調査方法や調査結果が開示されると、調査先等との信頼関係が損なうおそれがあることは否定

できない。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ウ 相談記録2枚目・1行目、2行目及び「印象」の1行目の不開示について

(ア) 当審査会が上記不開示部分を検分したところ、上記不開示部分のうち、1行目、2行目には、相談員が相談者である申立人に対して伝えた助言の内容が記載されていることが認められた。

実施機関は、当該部分は、福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるものであり、条例第16条第6号に該当すると主張するが、当該部分に記載された情報は、相談員が相談者である申立人に対して伝えた助言の内容がそのまま記載されているにすぎず、個人の評価は記載されていない。

したがって、当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

(イ) これに対し、上記不開示部分のうち、「印象」の1行目には、相談員が相談者である申立人から受けた印象が記載されていることが認められた。

この「印象」欄は、今後の相談業務の参考とするため、相談員が受けた印象をありのままに記載する趣旨で設けられたものと思われるが、相談員が「印象」欄に記載した情報が開示されると、相談員は相談者から受けた印象をありのままに記載することが困難になり、相談業務に支障を来すおそれがあると認められる。

実施機関は、当該部分は、福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるものであり、条例第16条第6号に該当すると主張するが、当該部分に記載された情報には、個人の評価が記載されており、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるといえる。

したがって、条例第16条第6号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

エ 相談記録2枚目・枠外の1行目から3行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、上記不開示部分には、相談員が他の関係機関に連絡したことや関係機関から得た情報が記載されていることが認められた。

実施機関は、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とするが、上記不開示部分には、関係機関との間における連絡等に関する情報が記載されており、かつ、これを開示すると当該関係機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

オ 相談記録3枚目・夫〇〇〇〇氏の行の次の3行の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には、相談者である申立人の親族2名の申立人との関係、氏名、生年月日、年齢、男女の別、住所及び電話番号が記載されていることが認められた。住所・電話番号以外は、上記ア記載の情報と同一の情報である、

したがって、上記アと同様の理由により、当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

カ 相談記録3枚目・「相談内容」の全部の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、上記不開示部分には、相談員が他の関係機関等と行った連絡、協議、依頼等の内容が記載されていることが認められた。

実施機関は、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とするが、上記不開示部分には、関係機関等との間における連絡、協議、依頼等に関する情報が記載されており、これを開示すると当該関係機関等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

キ 相談記録3枚目・「印象」の全部の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、実施機関が全部不開示とした「印象」欄には、相談員が相談者である申立人から受けた印象が記載されていることが認められた。

上記ウ（イ）で述べたのと同様、この「印象」欄も、当該欄に記載した情報が開示されると、今後の相談業務に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第6号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ク 相談記録4枚目・関係機関の一部の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には申立人の相談に関する関係機関名が記載されていることが認められた。

実施機関は、当該部分は、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第16条第5号により不開示としたと説明するが、当該部分に記載されている関係機関は公的な相談機関であり、その名称を開示したとしても、当該機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるとはいいい難い。

したがって、当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

ケ 相談記録4枚目・枠外17行目から19行目まで並びに21行目及び22行目の各一部の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、枠外17行目から19行目までには申立人が弁護士に相談した経緯及び相談の内容が記載されており、21行目及び22行目の各一部には当該弁護士名が記載されているこ

とが認められた。

実施機関は、当該部分は、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第16条第5号により不開示としたと説明するが、当該部分に記載されている情報は、申立人自身が提供した情報であると認められ、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報ではないから、条例第16条第5号には該当しない。

したがって、当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

コ 相談記録5枚目・3行目の一部、10行目の一部、14行目から19行目まで及び22行目から31行目までの不開示について

(ア) 当審査会が上記不開示部分を検分したところ、3行目の一部には申立人が相談機関を紹介されて相談したことが、10行目の一部には申立人が生活保護を受けたいと希望する地方公共団体名と希望する理由が、14行目から19行目まで及び22行目から31行目までには関係機関から子育て支援課に連絡があったこと及びその内容が、それぞれ記載されていることが認められた。

(イ) 実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第16条第5号により不開示としたと説明する。

(ウ) しかし、上記不開示部分のうち、3行目の一部及び10行目の一部に記載されている情報は、申立人自身が提供した情報であると認められ、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報ではないから、条例第16条第5号には該当しない。

したがって、当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当

該決定は取り消されるべきである。

- (エ) これに対し、上記不開示部分のうち、１４行目から１９行目まで及び２２行目から３１行目までに記載されている情報は、関係機関から子育て支援課に連絡があったこと及びその内容に関する情報であり、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報に該当し、かつ、これらを開示した場合には、当該機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第１６条第５号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

サ 相談記録５枚目・７行目の一部及び８行目の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には申立人が祖母に相談をした際の祖母の発言や相談の内容が記載されていることが認められた。

実施機関は、当該部分は、本人以外の個人情報のため、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第１６条第２号により不開示としたと説明するが、当該部分に記載されている情報は、申立人自身が提供した情報であり、申立人は当然当該情報を知っていると認められる。当該部分の情報は、本人が知りえない情報ではなく、これを開示しても、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、条例第１６条第２号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

シ 相談記録６枚目・７行目の一部、１１行目から１２行目まで及び１４行目から２０行目までの不開示について

- (ア) 当審査会が上記不開示部分を検分したところ、７行目の一部には弁護士名が、１１行目から１２行目までには子育て支援課が関係機関から取得したと認められる申立人に関する個人情報が、１４行目から２０行目までに

は子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報及び同課が申立人に関し関係機関に依頼した事柄に関する情報が記載されていることが認められた。

(イ) 実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第16条第5号により不開示としたと説明する。

(ウ) しかし、上記不開示部分のうち、7行目の一部に記載されている情報は、申立人自身が提供した情報であると認められ、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報ではないから、条例第16条第5号には該当しない。

したがって、当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

(エ) これに対し、上記不開示部分のうち、11行目から12行目まで及び14行目から20行目までに記載されている情報は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて取得した保有個人情報であり、これらを開示した場合には、他機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ス 相談記録7枚目・3行目から最終行までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報が記載されていることが認められた。

実施機関は、当該情報は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、

条例第 16 条第 5 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、当該情報は、子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報であるから、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて取得した保有個人情報に該当するものであり、これらを開示した場合には、他機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第 16 条第 5 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

セ 相談記録 8 枚目・1 行目から 3 行目まで、6 行目から 10 行目まで、11 行目の一部及び 12 行目から 22 行目までの不開示について

(ア) 当審査会が上記不開示部分を検分したところ、1 行目から 3 行目まで及び 6 行目から 9 行目までには子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報が、10 行目、11 行目の一部及び 12 行目から 22 行目までには相談員らが申立人に面接した際に申立人から聴取した事柄や相談員らの感想に関する情報等が記載されていることが認められた。

(イ) 実施機関は、上記不開示部分の情報は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため、条例第 16 条第 5 号により不開示としたと説明する。

(ウ) 上記不開示部分の情報のうち、1 行目から 3 行目まで及び 6 行目から 9 行目までは、子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報であり、これらを開示した場合には、当該関係機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第 16 条第 5 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(エ) これに対し、上記不開示部分の情報のうち、10 行目、11 行目の一部

及び12行目から22行目までは、相談員らが申立人に面接した際に申立人から聴取した事柄や相談員らの感想に関する情報等であるから、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報ではない。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

ソ 相談記録8枚目・24行目から25行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には、相談者である申立人から受けた相談員の印象が記載されていることが認められた。

前記ウ（イ）で述べたのと同様、当該部分が開示されると、今後の相談業務に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第6号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

タ 相談記録9枚目から11枚目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報が記載されていることが認められた。

実施機関は、当該情報は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第16条第5号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、当該情報は、子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報であるから、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて取得した保有個人情報に該当するものであり、これを開示した場合には、他機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分

を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

チ 相談記録 1 2 枚目・1 行目から 1 1 行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報が記載されていることが認められた。

実施機関は、当該情報は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第 1 6 条第 5 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、当該情報は、子育て支援課が関係機関から取得した申立人に関する情報であるから、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて取得した保有個人情報に該当するものであり、これを開示した場合には、他機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第 1 6 条第 5 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ツ 相談記録 1 4 枚目・2 3 行目の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には、開示請求者である申立人以外の者に関する情報が記載されていることが認められた。

実施機関は、当該部分は、本人が知りえない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第 1 6 条第 2 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分は、子育て支援課が直接開示請求者以外の者から取得した情報であり、開示請求者が知りえない情報で、これを開示した場合には、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第 1 6 条第 2 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

テ 相談記録 15 枚目・3 行目から 12 行目まで及び 16 行目から 27 行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得した保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第 16 条第 5 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には子育て支援課が関係機関から取得した保有個人情報に記載されていることが認められ、これらを開示した場合には、関係機関との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第 16 条第 5 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ト 相談記録 15 枚目・15 行目の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には、開示請求者の夫の電話番号が記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、本人が知りえない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第 16 条第 2 号により不開示としたと説明する。

しかし、上記不開示部分に記載されている電話番号は、開示請求者の夫の電話番号であり、開示請求者は当然その情報を知っていると認められるから、これを開示請求者を開示したとしても、開示請求者の夫の正当な権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、条例第 16 条第 2 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

ナ 相談記録 16 枚目・5 行目、7 行目から 13 行目まで、14 行目の一部、15 行目から 17 行目まで及び 20 行目から 26 行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第 16 条第 5 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められ、かつ、これらを開示した場合には、これらの情報を取得した関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第 16 条第 5 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ニ 相談記録 17 枚目・1 行目から 4 行目まで及び 21 行目から 30 行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第 16 条第 5 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められ、かつ、これら

を開示した場合には、これらの情報を取得した関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ヌ 相談記録17枚目・16行目から17行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には申立人の評価に関する保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるため、条例第16条第6号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には申立人の評価に関する個人情報が記載されていることが認められ、かつ、これを開示した場合には、申立人との信頼関係を損なうなどにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ネ 相談記録17枚目・18行目から20行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には申立人以外の者との連絡に関する保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、本人以外の個人情報で、本人が知りえない情報であり、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第2号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には申立人以外の者との連絡に関する保有個人情報が記載されていることが認められ、かつ、これを開示した場合には、申立人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第2号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ノ 相談記録 18 枚目・1 行目から 3 行目まで及び 18 行目から 27 行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第 16 条第 5 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められ、かつ、これらを開示した場合には、これらの情報を取得した関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第 16 条第 5 号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ハ 相談記録 19 枚目・相談内容の全部の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第 16 条第 5 号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められ、かつ、これらを開示した場合には、これらの情報を取得した関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ヒ 相談記録20枚目・1行目から5行目まで、14行目、20行目から21行目まで、25行目から28行目まで、33行目の一部、34行目の一部及び35行目の一部の不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第16条第5号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められ、かつ、これらを開示した場合には、これらの情報を取得した関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

フ 相談記録20枚目・6行目から7行目まで、37行目の一部及び38行目の不開示について

(ア) 当審査会が上記不開示部分を検分したところ、6行目から7行目までには子育て支援課の相談員が申立人から聴取して取得した情報及びこれに関し相談員が推定した事柄が、37行目の一部及び38行目には申立人の相談に関する相談員の疑問、感想等が、それぞれ記載されていることが認められた。

(イ) 実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に

支障を来すおそれがあるもののため、条例第16条第6号により不開示としたと説明する。

- (ウ) しかし、上記不開示部分のうち、6行目から7行目までに記載されている情報は、子育て支援課の相談員が申立人から聴取した事柄とこれに関し相談員が推定した事柄であるところ、子育て支援課の相談員が申立人から聴取した事柄は、申立人の話した事柄を記載しただけであり、福祉事務所の申立人に対する評価は記載されていないから、これを開示したとしても、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるとは考え難い。また、上記の相談員が推定した事柄は、申立人が話した事柄があった時期を相談員が推定したものによらず、これを開示したとしても、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるとは考え難い。

また、また、38行目に記載されている情報は、申立人の相談に関する相談員の疑問、感想等であるところ、その事柄として意味を持たない語句によらず、これを開示したとしても、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるとは考え難い。

したがって、条例第16条第6号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は不当であり、当該決定は取り消されるべきである。

- (エ) これに対し、上記不開示部分のうち、37行目の一部は申立人の相談に関する相談員の疑問、感想等が記載されており、これは、福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第6号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

- (オ) これに対し、上記不開示部分のうち、37行目の一部及び38行目には申立人の相談に関する相談員の疑問、感想等が記載されており、これは、福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することに

より、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第6号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

へ 相談記録21枚目・14行目から21行目までの不開示について

当審査会が上記不開示部分を検分したところ、当該部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められた。

実施機関は、上記不開示部分は、いずれも、市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、条例第16条第5号により不開示としたと説明する。

上記のとおり、上記不開示部分には子育て支援課が関係機関から取得したと認められる保有個人情報に記載されていることが認められ、かつ、これらを開示した場合には、これらの情報を取得した関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあると認められる。

したがって、条例第16条第5号に該当することを理由として当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 「子ども手当 認定請求書」のうち、金融機関等の情報の不開示について

ア 当審査会が「子ども手当 認定請求書」のうちの不開示部分を検分したところ、当該部分には、子ども手当の支払希望口座に関する情報が記載されていることが認められた。

イ 実施機関は、当該部分の情報を開示することで、押し貸し（口座に金銭を入金し、金銭の返還及び利子を要求する詐欺）に遭う、口座番号及び類推される暗証番号からキャッシュカードを偽造及び不正利用される等、申立人（本人）以外の者（口座名義人）の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第2号の規定に基づき不開示としたと説明するが、これらの情報を開示した場合、口座名義人が押し貸し等に遭うおそれが直ちに生ず

るとは考え難い。

ウ しかし、個人の金融機関口座に関する情報が他人に知られた場合は、口座名義人が押し貸し等に遭うおそれが直ちに生ずるとまではいえなくとも、今日では、一般的に、その者の正当な権利利益が侵害されるおそれが生ずると考えられているものであり、この点においては、上記各不開示部分である本人以外の者の金融機関口座に関する情報についても異なるところはない。

エ したがって、上記各不開示部分は、条例第16条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、これらを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(3) 「個人情報開示に関する質問の回答について」の不開示について

ア 当審査会が「個人情報開示に関する質問の回答について」を検分したところ、当該文書は、開示請求者以外の者が子育て支援課に対してした個人情報開示に係る質問に対する同課の回答書及びその決裁文書であると認められた。

イ 当該文書を開示すると、開示請求者以外の者が子育て支援課に対してした質問に対する同課の回答の内容が明らかになり、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ウ よって、当該文書は、条例第16条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(4) 「個人情報開示手続きにおける質問の回答について」の不開示について

ア 当審査会が「個人情報開示手続きにおける質問の回答について」を検分したところ、当該文書は、開示請求者以外の者が子育て支援課に対してした個人情報開示手続に係る質問に対する同課の回答書及びその決裁文書であると認められた。

イ 当該文書を開示すると、開示請求者以外の者が子育て支援課に対してした質問に対する同課の回答の内容が明らかになり、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ウ よって、当該文書は、条例第16条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 「保有個人情報開示請求書（第2号）に係る決定について」の不開示について

ア 当審査会が「保有個人開示請求書（第2号）に係る決定について」を検分したところ、当該文書は、開示請求者以外の者がした第三者に関する保有個人情報開示請求に関する文書であることが認められた。

イ 実施機関は、上記文書の不開示の理由として、申立人（本人）以外の他者による開示請求に係る文書を開示することは、開示請求業務に支障を来すと述べ、不開示の理由説明として、申立人（本人）以外の他者による開示請求に係る文書を開示することにより、開示請求者の権利利益を害するとともに、請求者の情報を厳格な本人確認に基づき請求者のみに開示するという、開示請求制度の根幹を崩すことになり、その他の開示請求利用者が制度を利用しにくくなる、できなくなるという可能性が十分に予期できるため、当該情報について、条例第16条第6号の規定に基づき不開示としたものであると述べている。

ウ しかし、条例第16条第6号は、「個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの」を不開示情報として規定しているものであり、本人以外の他者による開示請求に係る文書それ自体を不開示情報としているものではないから、実施機関の述べる理由によって当該文書を不開示とすることは認められない。

エ よって、実施機関は、上記理由による不開示決定を取り消し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

(6) 「保有個人情報開示請求書（第4号）に係る決定について」の不開示について

ア 当審査会が「保有個人開示請求書（第4号）に係る決定について」を検分

したところ、当該文書は、開示請求者以外の者がした同人に関する保有個人情報開示請求に関する文書であることが認められた。

イ 実施機関は、上記文書の不開示の理由として、申立人（本人）以外の他者による開示請求に係る文書を開示することは、開示請求業務に支障を来すと述べ、不開示の理由説明として、申立人（本人）以外の他者による開示請求に係る文書を開示することにより、開示請求者の権利利益を害するとともに、請求者の情報を厳格な本人確認に基づき請求者のみに開示するという、開示請求制度の根幹を崩すことになり、その他の開示請求利用者が制度を利用しにくくなる、できなくなるという可能性が十分に予期できるため、当該情報について、条例第16条第6号の規定に基づき不開示としたものであると述べている。

ウ しかし、条例第16条第6号は、「個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの」を不開示情報として規定しているものであり、本人以外の他者による開示請求に係る文書それ自体を不開示情報としているものではないから、実施機関の述べる理由によって当該文書を不開示とすることは認められない。

エ よって、実施機関は、上記理由による不開示決定を取り消し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

(7) 「個人情報開示に係る質問への回答について」の不開示について

ア 当審査会が「個人情報開示に係る質問への回答について」を検分したところ果、当該文書は、開示請求者以外の者が子育て支援課に対してした個人情報開示に係る質問に対する同課の回答書及びその決裁文書であると認められた。

イ 当該文書を開示すると、開示請求者以外の者が子育て支援課に対してした質問に対する同課の回答の内容が明らかになり、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ウ よって、当該文書は、条例第16条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

平成27年12月24日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

別紙

	相談記録のうち開示しない部分		開示しない理由
ア	1 枚目	夫 ○○氏の下 2 行	条例第 16 条第 2 号による。 本人以外の個人情報のため、本人が知りえない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示
イ	1 枚目	相談内容の 3 行目の一部 4 行目から 5 行目 7 行目の一部	条例第 16 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ウ	2 枚目	1 行目、2 行目 印象の 1 行目	条例第 16 条第 6 号による。 福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの
エ	2 枚目	枠外の 1 行目から 3 行目	条例第 16 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示

オ	3 枚目	夫 ○○氏の下 3 行	条例第 1 6 条第 2 号による。 本人以外の個人情報のため、本人が知りえない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示
カ	3 枚目	相談内容の全部	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
キ	3 枚目	印象の全部	条例第 1 6 条第 6 号による。 福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの。
ク	4 枚目	関係機関の一部	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示

ケ	4 枚目	枠外 1 7 行目から 1 9 行目 2 1 行目 2 2 行目の一部	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
コ	5 枚目	3 行目の一部 1 0 行目の一部 1 4 行目から 1 9 行目 2 2 行目から 3 1 行目	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
サ	5 枚目	7 行目の一部、8 行目	条例第 1 6 条第 2 号による。 本人以外の個人情報のため、本人が知れない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示
シ	6 枚目	7 行目の一部 1 1 行目から 1 2 行目 1 4 行目から 2 0 行目	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示

ス	7 枚目	3 行目から全部	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
セ	8 枚目	1 行目から 3 行目 6 行目から 1 0 行目 1 1 行目の一部 1 2 行目から 2 2 行目	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ソ	8 枚目	2 4 行目から 2 5 行目	条例第 1 6 条第 6 号による。 福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの
タ	9 枚目から 1 1 枚目	全面不開示文書 3 枚	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示

チ	1 2 枚目	1 行目から 1 1 行目	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ツ	1 4 枚目	2 3 行目	条例第 1 6 条第 2 号による。 本人以外の個人情報のため、本人が知れない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示
テ	1 5 枚目	3 行目から 1 2 行目 1 6 行目から 2 7 行目	条例第 1 6 条第 5 号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ト	1 5 枚目	1 5 行目	条例第 1 6 条第 2 号による。 本人以外の個人情報のため、本人が知れない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示

ナ	16枚目	5行目 7行目から13行目 14行目の一部 15行目から17行目 20行目から26行目	条例第16条第5号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ニ	17枚目	1行目から4行目 21行目から30行目	条例第16条第5号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ヌ	17枚目	16行目から17行目	条例第16条第6号による。 福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの
ネ	17枚目	18行目から20行目	条例第16条第2号による。 本人以外の個人情報のため、本人が知れない情報で、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示

ノ	18枚目	1行目から3行目 18行目から27行目	条例第16条第5号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ハ	19枚目	相談内容 全部	条例第16条第5号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
ヒ	20枚目	1行目から5行目 14行目 20行目から21行目 25行目から28行目 33行目の一部 34行目の一部 35行目の一部	条例第16条第5号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
フ	20枚目	6行目から7行目 37行目の一部、38行目	条例第16条第6号による。 福祉事務所の個人の評価・相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの

へ	21枚目	14行目から21行目	条例第16条第5号による。 市と他機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、他機関との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもののため不開示
---	------	------------	--

諮問第23号（個人情報保護）

答申についての補正

当審査会が平成27年12月24日に行った、上記諮問の答申につき、次のとおり表示上の誤りがあったので、下記のとおり補正する。

記

補正箇所

1. 審査会の結論（1）のイの「、4行目から5行目まで及び7行目の一部」の部分を削除。
2. 審査会の結論（1）のシ、ス、セの項を削除。
3. 2に伴い、審査会の結論（1）の「ソ」の項の表示を「シ」に補正。
4. 審査会の結論（1）のシの文言を「シ 相談記録20枚目・6行目から7行目まで及び38行目」に補正。
5. 審査会の判断（1）のフ（ウ）中38行目の直前の「また、」を削除。
6. 審査会の判断（1）のフ（オ）を削除。

以上

平成28年 8月 30日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長）	馬橋 隆紀
委員	田村 泰俊
委員	飯塚 肇